

## 09. 那覇市議会における請願書及び陳情書の取扱い要綱

平成 21 年 5 月 1 日  
議 長 決 裁

改正 令和 3 年 3 月 16 日 議長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、那覇市議会基本条例(平成 24 年那覇市条例第 78 号)第 9 条の請願及び陳情に関し、那覇市議会会議規則(昭和 47 年那覇市議会規則第 3 号。以下「会議規則」という。)に定めるもののほか、同規則第 139 条の請願書及び同規則第 145 条に規定する陳情書又はこれに類するもの(以下「陳情書」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 請願書 那覇市議会に提出された市政に対する意見、要望等のうち、議員の紹介により行う地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 124 条の請願書をいう。
- (2) 陳情書 陳情書 那覇市議会に提出された市政に対する意見、要望等のうち、議員の紹介のないもので、次条に規定する記載事項が整っているものをいう。
- (3) 受理 受理 本人の持参又は使送、郵送等により到達した請願書又は陳情書に、受付印を押印し、請願受理簿又は陳情受理簿に記載することをいう。

(記載事項)

第 3 条 陳情書として必要な記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 提出年月日
- (2) あて先(那覇市議会議長名)
- (3) 陳情者の署名又は記名押印、住所及び連絡先(法人の場合は代表者の署名又は記名押印、法人の所在地、名称及び連絡先)
- (4) 陳情の件名、趣旨及び理由

2 前項の記載は、邦文を用いるものとする。

3 必要に応じ、案内図や略図等の参考資料を添付する。

(請願書及び陳情書の取扱い)

第4条 陳情書は、会期中、閉会中を問わず、議長において受理する。

2 請願書及び陳情書の取扱いは、次の各号に掲げる受理の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、緊急に処理すべき事項を内容とするものについては、この限りではない。

(1) 各定例会の開会日の前日の午後5時までに受理 当該定例会で委員会付託し、審査するものとする。

(2) 各定例会の開会日以降、当該定例会の会期最終日の前日の午後5時までに受理 会期最終日に委員会に付託し、次の定例会又は閉会中開催の委員会で審査するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、受理した陳情書のうち、次の各号のいずれかに該当する内容が含まれるものについては、議会運営委員会の意見を聴いて、議長供覧にとどめ、議会活動の参考資料として全議員へ配付するものとする。この場合において、議長は、その旨を陳情者に通知するものとする。

(1) 基本的人権を否定する等、違法な又は明らかに公序良俗に反する行為を求めるもの

(2) 特定の個人又は団体を誹謗中傷し、その名誉を傷つけ又は信用を失墜させるおそれのあるもの

(3) 係属中の事件に関するもの

(4) 私人間で解決すべきもの

(5) 市の職員に対する懲戒その他の処分又は訓戒その他の人事的措置を求めるもの

(6) 市の事務に関係しない事項についての行為を求めるもの(地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条に基づく意見書提出を願意とするものを除く。)

(7) 趣旨、理由等が不明確で判然としないもの

(8) すでに願意が達成されているもの又は実現の見通しが明らかなもの

(9) 明らかに実現性がないもの

(10) その他議会の審議になじまないもの

4 請願の紹介議員は、その請願に、前項各号のいずれかに該当する内容が含まれていないことに配慮するものとする。

5 請願書及び陳情書の取扱いについては、個人情報保護に配慮するものとする。

(処理結果の通知)

第5条 受理した請願書及び陳情書の処理結果(閉会中継続審査は除く。)については、請願者又は陳情者へ通知するものとする。

付 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年6月26日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**【解説】**

閉会中継続審査となっている請願・陳情を、臨時会会期中の委員会・議会で議題とする場合、あらかじめ議会で急施事件として認定を受けるか、又は市長告示がなければ審査できない。急施事件の認定又は告示なく審査・表決した場合は違法となり、効果のない事実上の行為となる。(参考：議会運営の実際4 P204)

また、臨時会に閉会中継続審査となっている請願・陳情を審議した場合、再度閉会中継続審査申し出をしなければ、後会に継続しない。(参考：地方議会運営辞典 「継続審査」注意点6)